



令和4年度 大阪府災害廃棄物対策 市町村・一部事務組合向け基礎研修

大阪府 環境農林水産部
循環型社会推進室 資源循環課

説明の流れ

1. 大阪府災害廃棄物処理計画
2. 災害廃棄物対応の流れ
3. 災害時における報告の流れ

1. 大阪府災害廃棄物処理計画

近年の災害や今後想定される地震での災害廃棄物発生量

地震名称	近年の災害			大阪府で想定される地震	
	東日本大震災	大阪府北部地震	平成30年台風21号	南海トラフ	上町断層帯
災害廃棄物発生量	3,110万トン	1.3万トン	4.2万トン	2,414万トン	4,015万トン

(参考) 平時の大阪府内での一般廃棄物の発生量: 308万トン(R元)

南海トラフや上町断層帯での地震では東日本大震災時の4分の3から1.3倍の災害廃棄物が発生し、これは平時の8~13年分程度の廃棄物に相当する

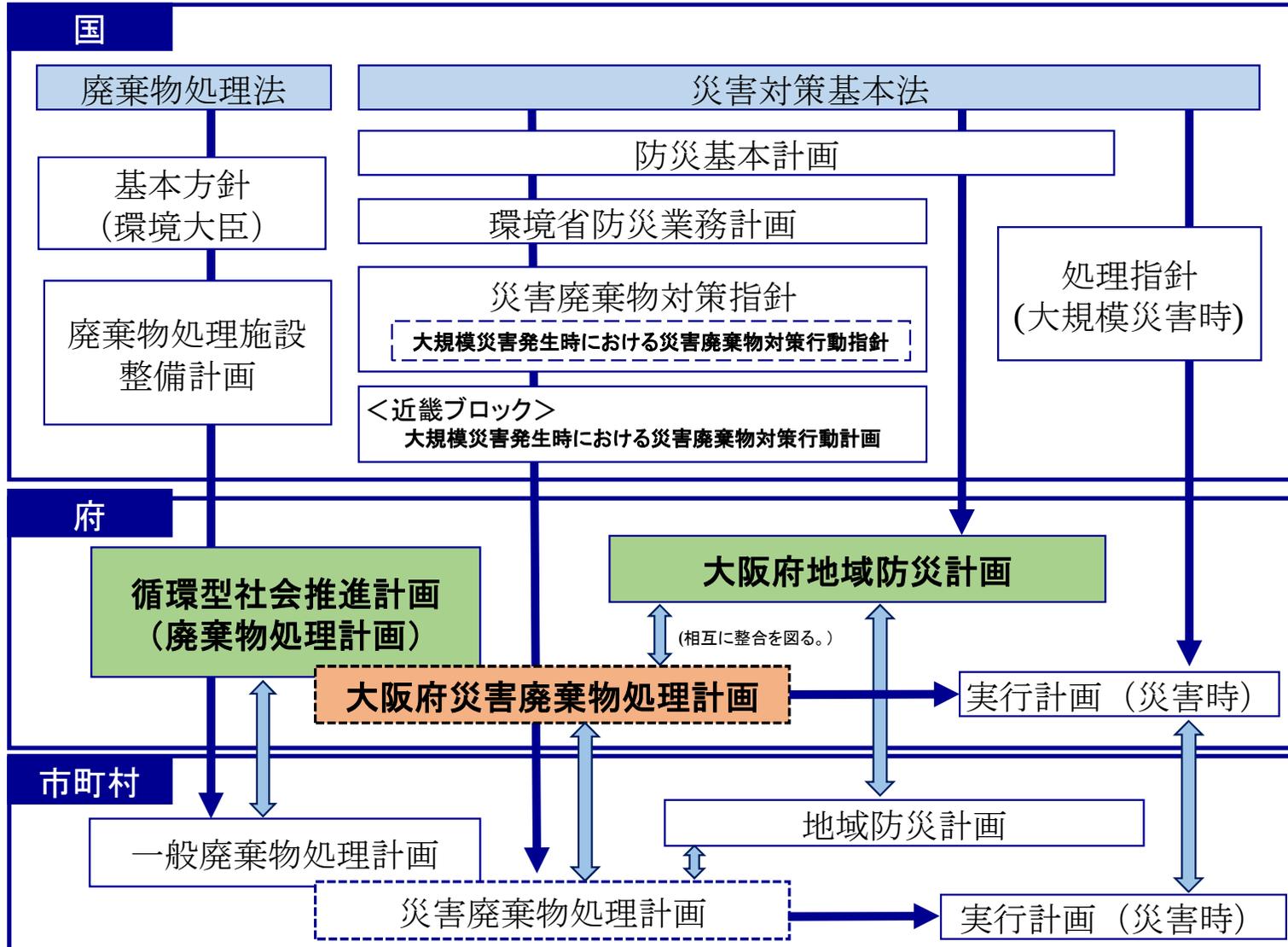
大阪市を筆頭に商業ビル等の建造物が非常に多く、コンクリートがら等の多量の「不燃性災害廃棄物」の発生が見込まれ、災害廃棄物の仮置場に必要な面積は約700~1,300haと推計されるため、仮置場候補地の事前検討が重要

大阪府災害廃棄物処理計画

<目的>

災害発生時の生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿及び片付けごみ等に伴い排出される廃棄物(災害廃棄物)について、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再資源化等を図りながら、迅速かつ適正に処理

大阪府災害廃棄物処理計画と関係法令(関係計画)



大阪府災害廃棄物処理計画

＜基本的考え方＞

- ・近畿圏を中心に広域処理体制を整備（**3年以内の処理完了**を目指す）
- ・災害廃棄物の仮置場候補地を平常時から検討・抽出し、
発災後速やかに仮置場を設置
- ・「不燃性災害廃棄物」を復興資材として可能な限り再生利用
- ・災害廃棄物の概ね80%を再生利用し可能な限り最終処分量を減らすことを目指す
- ・最終処分場を平常時から検討・抽出

大阪府災害廃棄物処理計画

＜国、大阪府、市町村の主な役割＞

国	<ul style="list-style-type: none">・財政措置、専門家の派遣等の支援・人的な災害廃棄物処理支援ネットワークである「D.Waste-Net」を活用した人材派遣
大阪府	<ul style="list-style-type: none">・被災市町村からの支援要請を取りまとめ・市町村間の調整や協定団体に支援要請・環境省や関西広域連合に支援要請・災害廃棄物処理の実行計画の作成、見直し・市町村から処理委託を受けた場合は、処理を実施・他自治体等からの災害廃棄物処理に係る受援体制の確立
市町村	<ul style="list-style-type: none">・災害時の生活ごみやし尿、災害廃棄物の処理・災害廃棄物の仮置場の選定・設置・災害廃棄物処理の実行計画の作成・被災状況・災害廃棄物の発生状況を把握し必要に応じて支援要請（府と連携）・他自治体等からの災害廃棄物処理に係る受援体制の確立

大阪府災害廃棄物処理計画

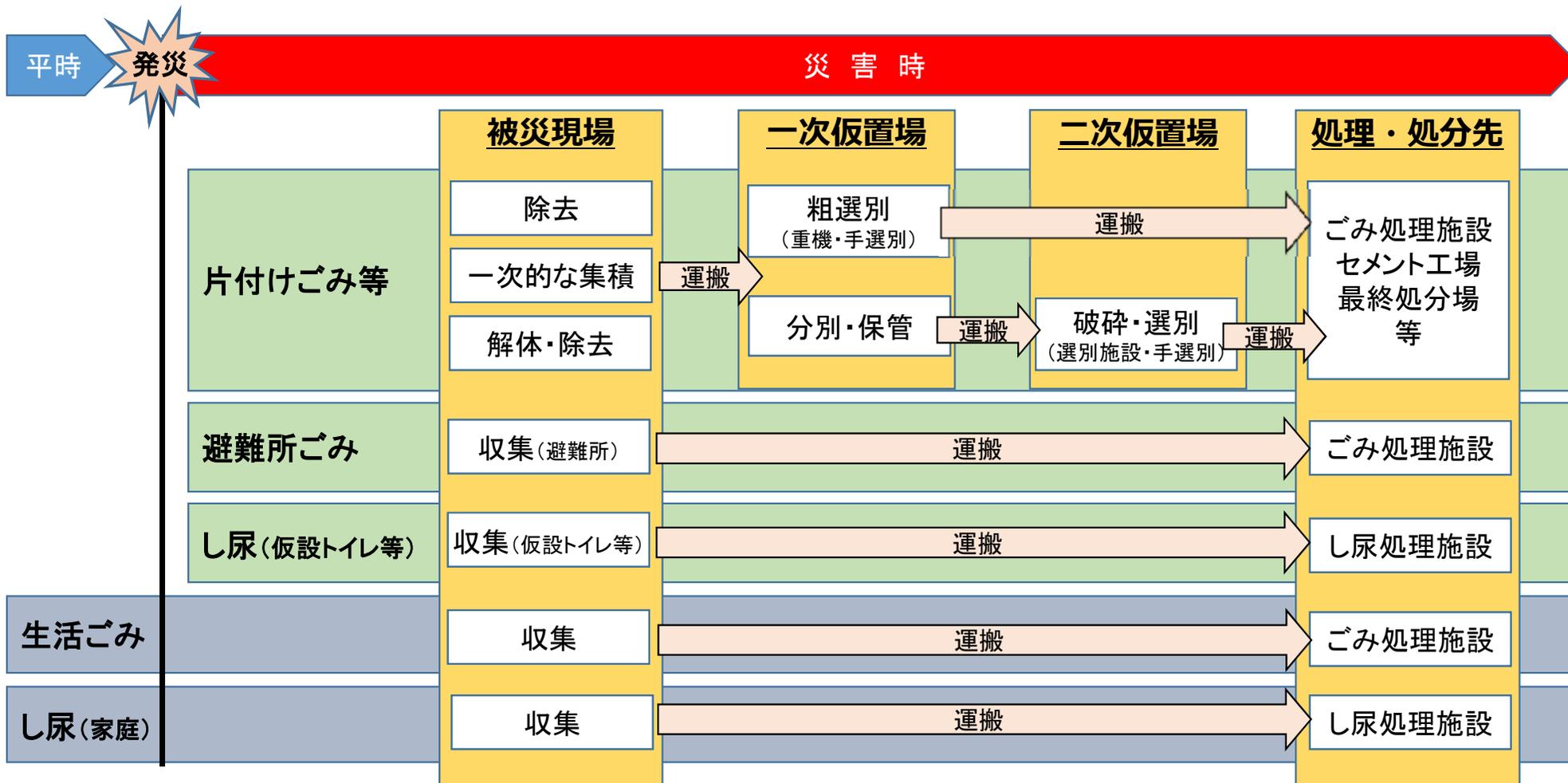
＜府の災害廃棄物対策＞

災害応急対応 【発災～10日】	<ul style="list-style-type: none">・市町村のし尿・生活ごみ等処理の支援、災害廃棄物処理を円滑に実施するための準備 (連絡体制の整備、被害状況等の情報収集、一次仮置場設置状況の確認、災害廃棄物発生量の推計、仮置場必要面積の推計、二次仮置場の設置検討 等)・市町村に対する支援・技術的助言
復旧復興対応 【発災～3年】	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物の計画的な処理 (一次仮置場の運用状況等の確認、地域内での処理検討、広域処理に係る連絡調整、災害廃棄物発生量の見直し、二次仮置場の整備開始、実行計画の策定 等)
事前準備 (研修・訓練等) 【平常時】	<ul style="list-style-type: none">・環境省や市町村と連携して、災害廃棄物処理の研修・訓練を継続的に実施・環境省モデル事業に参加。災害廃棄物処理計画の策定、住民啓発事業等で市町村を支援・社会福祉協議会、ボランティア等との連携

2. 災害廃棄物対応の流れ

(参考)
災害廃棄物対策指針
技術資料7-2(環境省)

災害時に発生する一般廃棄物と処理



出典: 災害廃棄物の初動対応の手引き説明資料

災害時廃棄物処理の大まかな流れ



出典: 災害廃棄物の初動対応の手引き説明資料

① 発災～6時間の街の様子

- 揺れによる倒壊・損壊家屋の発生
- 倒壊家屋による道路の閉塞

- 避難所開設

平成28年熊本地震



(参考)平成30年7月豪雨



出典:環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル

① 発災～6時間の災害廃棄物担当部局の動き

(体制構築、情報収集)

職員の参集・災害廃棄物処理体制の構築

一廃処理施設被害状況の把握・補修・報告(府への報告様式は後述)

(生活ごみの処理)

生活ごみ収集にかかる変更内容の市民への広報

避難所ごみ置場の設置、避難者への分別の広報

(災害廃棄物の処理)

一次仮置場の開設準備(事前に調整済みのもの)

(広報)

問合わせ窓口の設置

災害廃棄物の分別・収集方法、仮置場設置・搬入に関する広報の準備

② 発災～24時間の災害廃棄物担当部局の動き

(連絡調整等)

**周辺自治体・府へ連絡、災害廃棄物収集支援要請
民間団体(大阪府産業資源循環協会)への協力要請**

(生活ごみの処理)

**避難所設置状況の把握
収集業者、支援者と収集箇所、収集ルート等の打ち合わせ
分別・収集の広報**

(災害廃棄物の処理)

一次仮置場の開設に向けた準備(事前に調整済みのもの)

(広報)

災害廃棄物の分別・収集方法、仮置場設置・搬入に関する広報の実施

発災初期の広報事例

令和2年度第2回大阪府災害廃棄物対策
市町村・一部事務組合向け研修での作成資料

災害時のごみ出しについて

災害(地震・台風・水害)に伴い発生する災害ごみは、市のルールに従ってごみ出しをするよう、ご協力をお願いします。

	搬出基準	排出できるごみ	注意点
市民集積所	災害に伴うごみ	<ul style="list-style-type: none">・片づけごみ・がれき、瓦(地震)・水分を含むごみ(水害)・屋根材、スレート(台風) 	<ul style="list-style-type: none">・指定袋に入れる必要はありません。・災害ごみとわかるように、明示してください。・収集車の通行の妨げにならないようごみ出しをしてください。
ごみ集積所	通常の家ごみ	<ul style="list-style-type: none">・分別区分による家庭ごみ	<ul style="list-style-type: none">・災害ごみは出さないでください。・指定袋に入れて、朝8時までにごみ出しをしてください。

- 仮置き場を設置する場合は、場所・開設期間・開設時間を改めて周知します。
- 災害とは関係のない、便乗ごみは収集できません。
- 災害の状況により、収集を見合わせる場合があります。



③ 発災2～3日後の街の様子

- 余震による倒壊家屋増加、被災家屋の片づけが始まる
- 道路上への片づけごみの排出

平成28年熊本地震



出典：環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル

- 救助活動終了

③ 発災2～3日後の災害廃棄物担当部局の動き

(連絡調整等)

府へ災害廃棄物発生状況(推計量等)連絡

民間団体への一次仮置場運用・管理業務の協力要請

(生活ごみの処理)

避難所ごみの収集開始 被害状況に応じて生活ごみの収集再開

(災害廃棄物の処理)

災害廃棄物発生量、仮置場必要面積の推計

一次仮置場運用開始(人員配置、分別徹底・生活環境保全・安全確保)

一次仮置場の不足分の選定 二次仮置場の検討開始

災害廃棄物の収集箇所・ルート等の打合せ(直営、業者、支援者)

(広報)

問合わせ内容等を集約し庁内で共有・対応の改善

発災後初動期に市町村に求められる事項(仮置場の設置)

- 運営管理体制の構築、役割分担
(連絡調整、搬入受付、場内誘導、分別指導等)
- 資機材の手配、搬入、設置
- 仮置場設置の決定、近隣住民への通知
- 仮置き場利用に関する住民への広報
(受入開始予定日、搬入時に必要な分別品目)

分別作業スペース
搬出入ルート

仮置き場の整備(重機)



仮置き場の整備(案内表示)



出典:災害廃棄物の初動対応の手引き説明資料

発災後初動期に市町村に求められる事項：混廃化防止

○仮置場の搬出入計画

- 分別作業のスペースを確保できるよう、搬出入計画を立てる。
必要に応じ、都道府県に支援要請を行う。

○仮置場への搬入に際し必要な分別品目の周知

- 仮置場の利用に関する地域住民への広報活動
- 社会福祉協議会と連携し災害ボランティア団体への周知

○仮置場における分別作業、搬入者への分別指導

- 搬入段階での分別について、搬入者への分別指導を行う

キーワードは分別＝「混廃化を防ぐ」

④ 発災～1週間後の街の様子

- 被災家屋の片づけ本格化、道路上へのごみの排出
- 道路・仮置場の臭気・害虫発生、ガソリンの不足
- ボランティアによるごみ出し支援

平成30年7月豪雨



出典：環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル

④ 発災～1週間後の災害廃棄物担当部局の動き

(連絡調整等)

体制の見直し(土木職の確保)

災害ボランティアセンター:安全・分別・運搬先等の説明・調整

(災害廃棄物の処理)

一次仮置場:搬入車両渋滞対応、追加する仮置場周辺住民への説明

二次仮置場:処理方法、施設・設備、府外業者の活用について調整

処理困難物の処理ルート検討・確保

(大阪府産業資源循環協会)

環境面:臭気・害虫発生調査、対策

解体家屋等:緊急解体家屋等の撤去

⑤ 発災～2週間後の仮置場の様子

- 仮置場の不足 仮置場での臭気・害虫発生
- ボランティアによるごみ出し支援

熊本地震

全景



混合状態の廃棄物



一次仮置場(木くず類)



出典:環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル

⑤ 発災～2週間の災害廃棄物担当部局の動き

(連絡調整等)

処理方針・目標の設定

国庫補助関係情報収集、損壊家屋公費解体の情報収集

(災害廃棄物の処理)

災害廃棄物処理フローの作成

一次仮置場が不足している場合新たに設置

処理先(産廃処理業者)の検討・確保

処理困難物: 専門業者との打ち合わせ・引き渡し

環境面: 廃棄物の飛散・流出の確認(収集運搬車両や一次仮置場)

環境面: 可燃物の温度・CO濃度の管理(一次仮置場)

焼却炉: 仮設または休止中焼却炉の稼働検討

(広報)

新たに設置した仮置場に関する広報

⑥ 発災～1か月の災害廃棄物担当部局の動き

一次仮置場からの搬出開始

(連絡調整等)

体制の強化・応援人員の要請

公費解体に関する方針の検討・決定

(災害廃棄物の処理)

実行計画の策定・公表

一次仮置場: 柱角材、金属くず、コンクリートがらの搬出・再資源化

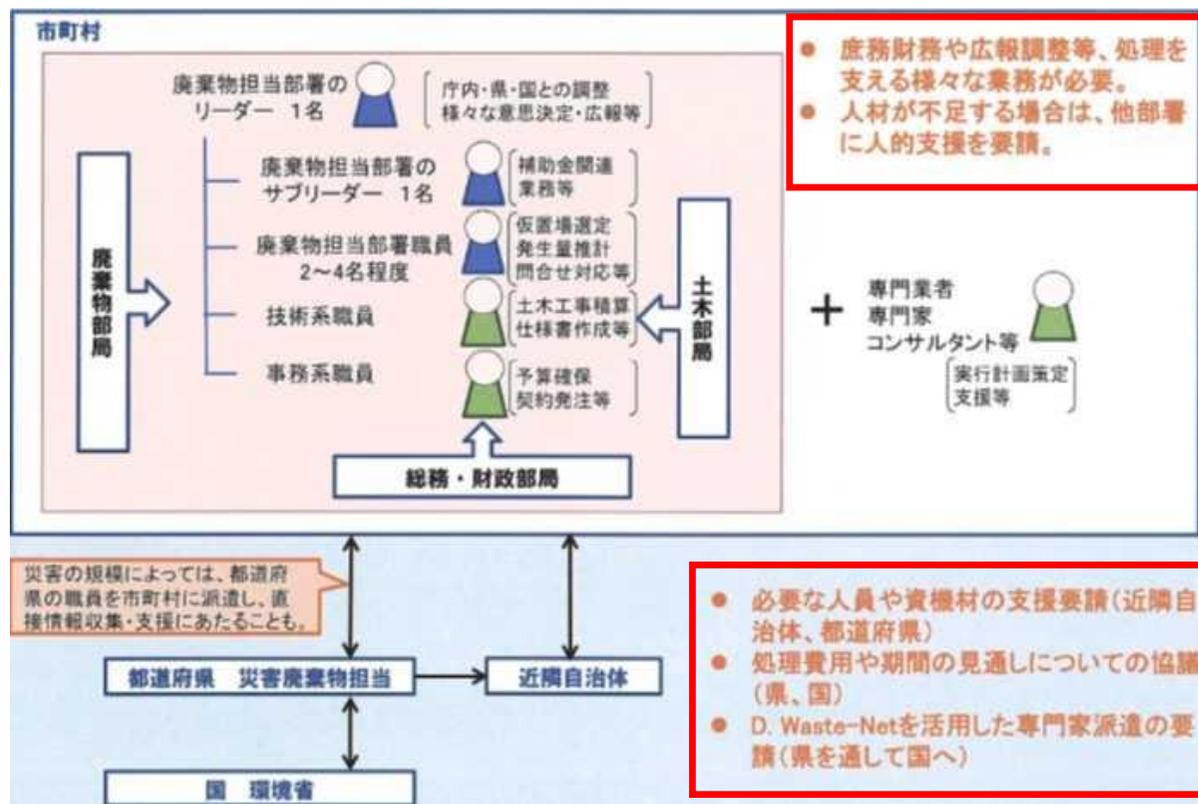
二次仮置場: 必要面積・場所の決定、設計・積算、業務委託の公募

(損壊家屋の解体撤去)

解体業者との打合せ、建築物石綿含有建材調査者講習の受講促進

発災後初動期に市町村に求められる事項: 初動対応体制の構築

- ・総括・指揮を行う意思決定部門の設置
- ・初動時の必要人員数、受援に際し担ってもらう役割の整理
- ・必要人材のリスト化(他部署や府、国への支援要請) ※様々な人材が必要



○必要人材の例

- ・災害廃棄物処理の実務経験者
- ・専門的な技術に関する経験者
土木建築の設計、積算
現場管理、契約事務など

出典: 災害廃棄物の初動対応の手引き説明資料

発災後初動期に市町村に求められる事項(受援体制の構築)

○府県、他自治体及び国からの支援に関すること

- ・連絡体制(混乱を防ぐため一元化)の検討、確立
- ・人的支援を受ける場合の役割分担の想定
- ・収集運搬支援を受ける場合に必要とする車種毎の台数の想定

○民間団体との連携に関すること

- ・災害支援協定の締結
- ・災害廃棄物の収集運搬、処理、仮置場の運営管理などに係わる委託方針(手続きや契約について)の検討

⑦ ~3か月

公費解体申請受付開始、解体廃棄物増加、 一次仮置場閉鎖

(連絡調整等)

国庫補助関係報告書作成

(生活ごみの処理)

通常のごみ収集体制復旧(目標)

(災害廃棄物の処理)

災害廃棄物処理実行計画策定

一次仮置場の閉鎖・返還に向けた準備

二次仮置場の設置・運營業務の委託選考、施工開始

優先的に処理する廃棄物の広域処理の実施

(損壊家屋の解体撤去)

一次仮置場:解体廃棄物の搬入増加・搬出促進

損壊家屋解体申請の受付、受付コールセンターの設置

(その他)

家電リサイクル業務委託、
家電等のフロン回収業務委託

⑧ ～6か月の災害廃棄物担当部局の動き

家屋解体ピーク、一次仮置場閉鎖・二次仮置場運用開始
避難所閉鎖・仮設住宅入居開始

(生活ごみの処理)

仮設住宅のごみ収集・処理開始

(災害廃棄物の処理)

二次仮置場への運搬、資源化・処分先の確保・運搬

二次仮置場:環境モニタリングの開始

(損壊家屋の解体撤去)

一次仮置場:解体廃棄物の搬入増加・搬出促進

損壊家屋等の本格的な解体・収集運搬

⑨ ～1年の災害廃棄物担当部局の動き

廃棄物の本格処理開始、全廃棄物の仮置場への移動完了

(災害廃棄物の処理)
一次仮置場閉鎖・返還
災害廃棄物処理実行計画改定
災害査定(毎年12月×)

⑩ ～3年の災害廃棄物担当部局の動き

廃棄物の処理完了

(災害廃棄物の処理)
二次仮置場閉鎖・返還
廃棄物処理完了

平時の備え(発災前): 災害廃棄物処理計画の策定等の体制の整備

発災時における混乱を避けるため、平時から災害廃棄物処理計画を策定しておく必要がある

組織体制・指揮命令系統

情報収集・連絡

協力・支援体制

職員への教育訓練

一般廃棄物処理施設等

災害廃棄物処理

各種相談窓口の設置

住民への啓発・広報 ※

災害廃棄物処理計画の点検・改定

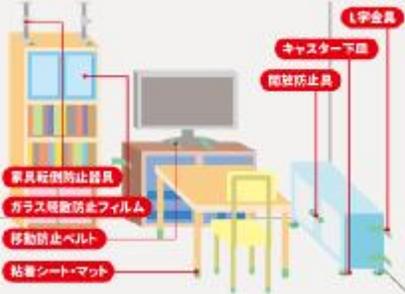
※災害廃棄物に係る平時からの住民への啓発・広報事例(次ページ以降、令和2年度のモデル事業成果品の一部)を紹介

☑ 日ごろからの備え

災害時は大量のごみが発生して、処理に多くの時間がかかります。
災害廃棄物をできるだけ出さないために、日ごろから備えておきましょう。

転倒防止器具等を活用しよう。

家具や電化製品は、転倒防止器具等で壁に固定して、倒れにくくすることで、災害時の破損等を防止できます。



リサイクルショップやフリマアプリを活用しましょう。

不要なものは、日頃からリサイクルショップやフリマアプリなどで処分しておくことで、災害時のごみを減らすことができます。



寝屋川市総合防災ハンドブック



市民の「命を守る」の観点から、災害に対する事前の備え、発災時の対処法や地域ごとの防災ハザードマップを掲載しています。



寝屋川市情報提供アプリ「もっと寝屋川」

暮らしに役立つ情報を提供するアプリです。普段の生活情報のほか、防災マップや避難所情報など多様な情報を提供しています。



お問い合わせ

寝屋川市環境部環境総務課

〒572-0855 大阪府寝屋川市寝屋南一丁目2番1号
TEL.072-824-0911 FAX.072-821-3349
E-mail: k-somu@city.neyagawa.osaka.jp

環境省 近畿地方環境事務所

寝屋川市

災害時の ごみの出し方 ガイドブック

大規模な災害が発生すると、一度に大量のごみが出てきます。
一日も早い復旧・復興のためには、災害廃棄物を分別して、適切に処理することが不可欠です。
このパンフレットでは、災害に備えて、住民の皆様へ災害時のごみの出し方をお知らせします。

災害時には、災害廃棄物のほか、日常の生活ごみ、避難所ごみ、し尿の処理が必要です。

災害廃棄物

災害廃棄物には、災害で壊れた家や建物を、解体して出てくる木くずやコンクリートなどがあります。また、被災した自宅内の壊れた家具、畳などの「片付けごみ」があります。



生活ごみ

生活ごみは、家庭から出てくるごみです。生ごみなどの燃やごみ、空きカン、空きビンなどの資源物などがあります。災害時も平常時と同様に出てきます。



出典: 近畿地方環境事務所HP

災害時のごみの出し方

災害時のごみの出し方は、被災状況によって異なります。
 発災後に市のホームページ等でお知らせしますので、確認して出してください。

災害廃棄物

片付けごみ

壊れた家電製品
 壊れた家具
 じゅうたん、布団など
 畳
 倒壊したガラスの破片
 ※仮置場開設された地域の場合でも、割れたガラスや陶磁器などの小さな片付けごみは、ごみステーションに不燃ごみとして出してください。

仮置場
 災害でごみが大量に発生すると、片付けごみ専用の仮置場を開設する場合があります。指定された場所に分別して出してください。

ご自宅前・ごみステーション
 仮置場が設置されない地域では、ご自宅前・ごみステーションに、可燃系、不燃系に分別して出してください。

生活ごみ

可燃ごみ
 ごみステーション
 通常どおり決められた曜日に出してください。
 ※被災して収集できない場合や、収集日が変更となる場合があります。

不燃ごみ・臨時ごみ・資源ごみ
 ご自宅で保管
 災害時は、災害ごみの収集を優先する場合があります。市から収集についてお知らせするまで、ご自宅で分別保管に努めてください。

※災害の規模に応じ、災害ボランティアセンターを開設（開設）する場合があります。災害廃棄物の搬出などが困難な高齢者や障害者のある方など支援が必要な方は、まずはご相談ください。

片付けごみの例

災害で被災して出てくる片付けごみには、様々な種類があります。
 分別の種類や出し方は、発災後に市のホームページ等でお知らせします。



片付けごみに関するお願い

片付けごみをご自宅前に出す場合は、車の通行の妨げにならないようにしてください。



畳などの可燃性のごみを高く積み上げて、長時間仮置きすると、火災が発生して大変危険です。仮置場では、分別ルールに従ってごみを置いて下さい。

仮置場以外の場所に、無秩序にごみを置いて放置されると、悪臭や害虫が発生するなど、生活環境が悪化します。指定された場所以外に片付けごみを出さないでください。また、災害と関係ないごみを片付けごみとして出さないでください。



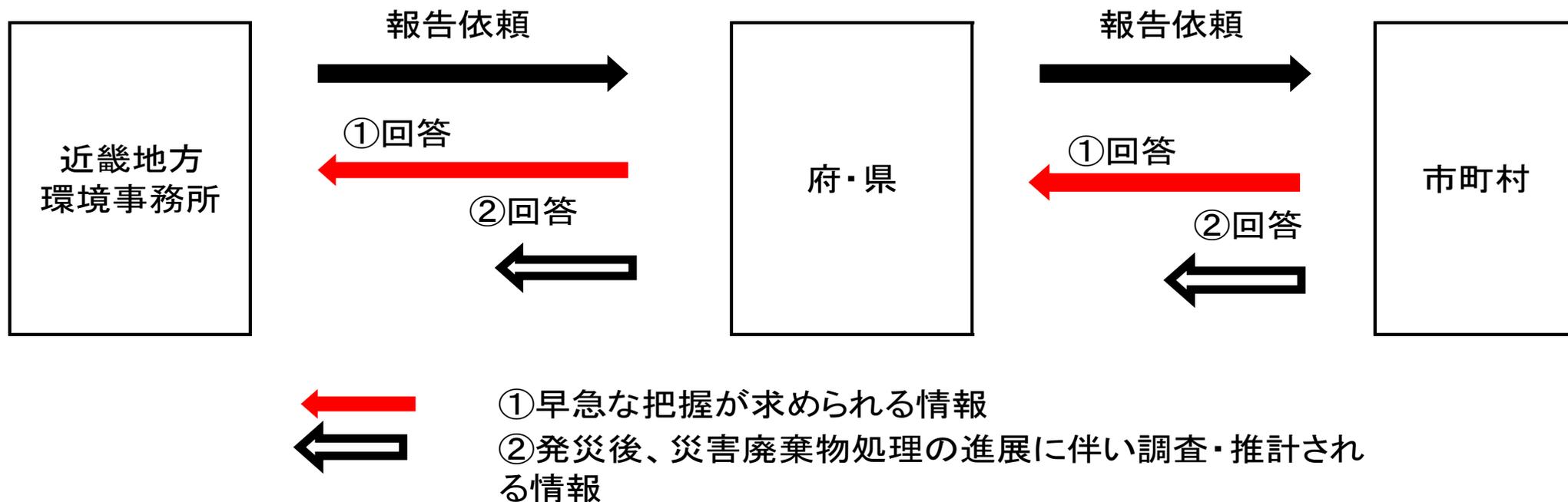
写真出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル (http://koukisyori-env.go.jp/photo_channel/)

出典：近畿地方環境事務所HP

3. 災害時における報告の流れ

(参考)
近畿ブロック大規模災害
廃棄物対策行動計画

災害時における報告の流れ



【報告様式】
・震災等災害及び緊急時連絡記録票
(施設被害)(災害廃棄物発生状況)
(仮置場)(被害及び避難者)

【送付先】
大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課
メール junkansuishin-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp
FAX 06-6210-9561
TEL 06-6210-9289・9562

最後に

府内の災害廃棄物処理計画策定状況(R4.3末現在)

◇災害廃棄物処理計画策定済みの市町村:32市町
(策定率74%)

●計画未策定の市町村

災害廃棄物処理計画の策定に向けて、検討・調整をお願いします。

○計画策定済の市町村

実効性が担保できているかなど、適宜、点検・見直しをお願いします。

災害廃棄物に関する情報取得用HPリンク

【大阪府HP】

- 大阪府の災害廃棄物対策について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjuncan/saigai/index.html>

【環境省HP】

- 災害廃棄物対策フォトチャンネル:過去の災害時の記録(写真)を閲覧できる

http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/

【国立環境研究所HP】

- 災害廃棄物情報プラットフォーム:研修用資料等様々な情報が閲覧できる

<https://dwasteinfo.nies.go.jp/index.html>

今後の予定

- 引き続き、大阪府内の災害廃棄物処理計画の未策定市町村に対し、支援を実施。
(環境省モデル事業等を通じた支援等)
- 市町村・一部事務組合向け災害廃棄物処理研修の実施
- 秋ごろに地域別情報交換会を実施予定
- 適宜災害廃棄物関係の情報発信を予定